

「化審法に基づく製造数量届出に関する特別な手続き（国内受託製造）」について

令和2年3月
経済産業省
化学物質安全室

1. 目的

化審法においては、原則として、製造・輸入事業者自ら前年度の製造・輸入数量等について届け出る義務が課せられています。

「化審法に基づく製造数量届出に関する特別な手続き（国内受託製造）」は、受託製造（OEM）を実施している届出者（製造者）において、製造委託者との間での企業機密等の問題により、用途別出荷数量（一般化学物質）、都道府県別用途別出荷数量（優先評価化学物質）の特定が困難である場合、経済産業省に事前に相談し、同意を得た上で製造委託者と協働で届出を行うことができる手続きです。なお、第二種特定化学物質、監視化学物質については、同様の方法で届け出ることはできません。

2. 手続きの方法

- 「化審法に基づく製造数量届出に関する特別な手続き（国内受託製造）」を行う理由書（別紙）を届出書の写しとともに経済産業省に提出してください。届出書には以降で案内する届出者が記載する事項を記載してください。理由書には次の事項を記載してください。
 - ・ 届出者が製造委託者との協働届出を行う理由
 - ・ 化学物質の区分、物質名称、CAS登録番号（把握されている場合）、管理番号（優先評価化学物質の場合）、官報公示名称、官報整理番号
 - ・ 届出者の連絡担当者に関する情報（担当部署、担当者氏名及び連絡先（電話番号、メールアドレス））
 - ・ 製造委託者の連絡担当者に関する情報（担当部署、担当者氏名及び連絡先（電話番号、メールアドレス））

- 届出者は、一般化学物質製造数量等届出書（様式第11）又は優先評価化学物質製造数量等届出書（様式第12）の次の項目を記載してください。その他の項目は空欄のままです。届出者は、製造委託者に対し、届出書の

残りの欄の記載及び経済産業省への届出を委任することになります。記載した届出書の原本を製造委託者に提供してください。

*これらの項目に関し、経済産業省又は独立行政法人製品評価技術基盤機構（N I T E）から届出者（製造者）に連絡を取ることがあります。

（一般化学物質）

提出日（西暦）

1. 届出者の氏名・住所 ①～③
2. 製造数量、輸入数量及び出荷数量（用途別出荷数量を除く）
（1）④～⑦、（2）⑧～⑩

（優先評価化学物質）

提出日（西暦）

1. 届出者の氏名・住所 ①～③
2. 製造数量及び輸入数量 （1）④～⑥、（2）⑦～⑨
3. 化学物質の製造等（都道府県別用途別出荷数量を除く） （1）、
（2）⑩～⑬

- 製造委託者は、届出書（様式第11又は様式第12）の次の項目を記載し、製造者から提供された届出書の原本とともに、直接経済産業省に届出してください。この際の媒体は書面となります。電子申請又は光ディスクによる届出はできませんのでご注意ください。

*用途別出荷数量（一般化学物質）又は都道府県別用途別出荷数量（優先評価化学物質）の項目に関し、経済産業省又は独立行政法人製品評価技術基盤機構（N I T E）から製造委託者に連絡を取ることがあります。届出者（製造者）に連絡を取ることはありません。

（一般化学物質）

2. 製造数量、輸入数量及び出荷数量 （2）⑪出荷数量（t）、⑫用途番号、⑬具体的用途

（優先評価化学物質）

3. 化学物質の製造等 （3）都道府県別（又は国・地域別）及び用途別出荷数量
都道府県又は国・地域番号、⑭出荷数量（t）、⑮用途番号及び⑯具体的用途

お問い合わせ、提出先：

経済産業省製造産業局化学物質管理課化学物質安全室

〒100-8901 東京都千代田区霞が関1丁目3番1号

※本手続に係る郵送の際には、封筒に「協働届出（受託製造）」と明記して下さい。

TEL : 03-3501-0605 FAX番号 : 03-3501-2084 mail : kashinhou-junbi@meti.go.jp